

生衛発第 1 1 8 5 号
平成 1 1 年 8 月 2 4 日

各都道府県知事 殿

厚生省生活衛生局水道環境部長

水道法第 2 5 条の 5 第 3 項に基づく給水装置工事主任技術者免状の
返納命令に係る取扱いについて

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 5 第 3 項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 1 3 条の規定に基づく聴聞の実施について、今般、厚生省において別添 1「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準」及び別添 2「給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る聴聞実施要領」を定めたので、送付する。

また、返納命令の対象となり得る事案の把握については、水道事業者の協力が不可欠であるので、別添 2 に基づく報告等への協力につき、貴管下水道事業者への周知方よろしく願います。

(別添 1)

生衛発第 1 1 8 4 号

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 2 5 条の 5 第 3 項による給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準については、別紙のとおりとする。

平成 1 1 年 8 月 2 4 日

厚生省生活衛生局水道環境部長

給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準

1. 趣旨

この規定は、水道法（昭和32年法律第177号）第25条の5第3項に定める給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る処分基準について定めるものである。

2. 返納命令の対象

給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者であつて、水道法に違反した行為があつたと認められる者を対象とする。

3. 処分基準

水道法違反の事実が明白であり、かつ重大であるとして、イ又はロのいずれかに該当する場合にあつては、返納命令を行う。

イ 当該違反行為により、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であると認められる場合

ロ 過去に文書による警告を受けているにもかかわらず、故意に違反行為を繰り返した場合

4. その他

水道法違反の事実は明白であるが3.の処分基準に該当しない場合にあつては、返納命令の対象とはならないものであるが、違反行為の再発を防止する観点から、水道整備課長名で文書による警告を行うこととする。

(別添 2)

給水装置工事主任技術者免状の返納命令に係る聴聞実施要領

厚生省生活衛生局水道環境部

第一 趣旨

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 5 第 3 項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令（以下「返納命令」という。）に当たっての聴聞手続については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び厚生省聴聞手続規則（平成 6 年厚生省令第 61 号）によるほか、この要領の定めるところによる。

第二 対象事案の把握

- 1 水道法第 25 条の 5 第 3 項に基づく給水装置工事主任技術者免状の返納命令の対象となり得る事案を、水道事業者の協力を得て、遺漏なく正確に把握すること。
- 2 処分の対象となり得る事案について、その経過の正確な把握に努め、当該事案に係る給水装置工事主任技術者について、水道法に違反する行為を行ったことが確定した事実をもって確認される場合には、その者を選任している指定給水装置工事事業者を指定している水道事業者に対し、別紙「給水装置工事主任技術者免状返納命令対象事案報告必要書類」に定める書類の提出を依頼すること。
- 3 水道事業者から提出された「給水装置工事主任技術者免状返納命令対象事案報告必要書類」を見て、必要がある場合には、水道事業者に対し、必要な資料の提出を依頼すること。

第三 聴聞等

- 1 行政手続法第 19 条第 2 項の欠格条項に留意の上、厚生省生活衛生局水道環境部に所属する職員であって、当該聴聞を主宰するにつき必要な法的知識及び経験を有し、公正な判断をすることができると認められる者の中から主宰者を指名する。
- 2 主宰者は、聴聞の主宰に関する記録事務等を補助させるため、記録補助者を指名することができる。（別記様式第 1 号）
- 3 聴聞の期日に出頭する職員は、厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課に所属する職員であって聴聞につき必要な専門的知識を有し、当該事案の内容を熟知している者の中から選出すること。
- 4 その他聴聞手続に必要な書面については、別記様式第 2 号から別記様式第 6 号までによること。

別紙

給水装置工事主任技術者免状返納命令対象事案報告必要書類

I 報告書

以下の事項について記載したものであること。

1 該当者

- (1) 氏名及びふりがな
- (2) 生年月日
- (3) 免状交付番号
- (4) 免状交付年月日
- (5) 本籍（都道府県名又は国籍）
- (6) 住所及び電話番号
- (7) 事案の給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者（以下「関係工事事業者」という。）において、該当者が選任された年月日
- (8) 該当者が、関係工事事業者の事業所のうち事案の給水装置工事を担当した事業所以外の事業所において、又は、関係工事事業者以外の指定給水装置工事事業者において、給水装置工事主任技術者として選任を受けている場合、その事業所又は事業者の名称及び所在市町村名（事案に係る水道事業者の給水区域以外の区域での選任についても、可能な限り把握するよう努める。）

2 関係工事事業者の概要

- (1) 氏名又は名称及びふりがな
- (2) 住所
- (3) 代表者氏名
- (4) 指定年月日
- (5) 事業所数
- (6) その後の状況

ア 現在の事業の状況（休止、廃止、継続中の別を明確にするとともに、休止又は廃止の場合、その年月日を記入すること）

イ 処分等（関係工事事業者に対して行政処分等を行った場合にあつては、その内容、処分等を行った年月日及び不服申立て等の有無）

3 事案に係る給水装置工事の概要

- (1) 施主
- (2) 給水装置の構造及び材質に関する基準への適合の確認の有無
- (3) 現在の給水の状況。また、給水を行っていない場合はその理由。

4 事案の概要

5 違反条項

- (1) 違反条項名（該当号番号まで。法の委任を受けた政省令に係る違反である場合にあつては、法の条項名と併せて政省令の条項名を記載する。）
- (2) 前記事項に該当すると判断する理由（該当号ごとに詳細に記述すること）

6 事案の行為により水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大である場合に該当するか。該当する場合は、その概要。

II 添付書類

- 1 事案に係る給水装置が、給水装置の構造及び材質に関する基準を満たしていない場合にあつては、その旨を証する資料
- 2 関係工事事業者に対し事案に基づき指定取消等の処分を行った場合にあつては、処分の根拠規定、処分決定に際して講じた事務手続及び処分の根拠となった資料
- 3 その他関係資料（新聞記事など）

給水装置工事主任技術者免状返納命令対象事案報告書の例

番 号
年 月 日

厚生大臣 殿

報告者名

給水装置工事主任技術者免状返納命令対象事案報告書

給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者について、水道法に違反した行為があったと認められるため、下記により報告する。

記

1 該 当 者	(1)	ふりがな 氏名		(2)	生年月日	年 月 日
	(3)	免状交付番号	第 号	(4)	交付年月日	平成 年 月 日
	(5)	本籍				
	(6)	住所及び 電話番号	〒	電話番号	—	—
	(7)	選任年月日				
	(8)	他事業所名 (市町村名)	()			
		他工事事業者名 (市町村名)	()			
2 関 係 工 事 事 業 者	(1)	ふりがな 氏名又は名称				
	(2)	住所				
	(3)	代表者氏名		(4)	指定年月日	年 月 日
	(5)	事業所数				
	(6)	ア 現在の事業の状況	休止・廃止・継続中 休止又は廃止の年月日			
		イ 処分等	指定取消・指定停止 (日間) ・他 () ・なし 処分等を行った年月日 不服申立ての有無 有 ・ 無			
3 給 水 装 置	(1)	施主				
	(2)	構造・材質基準適合確認の有無	有 ・ 無			
	(3)	現在の給水の状況				

4		事案の概要		
5	違反条項	(1)	違反条項名	
		(2)	該当すると判断する理由	
		(1)	違反条項名	
		(2)	該当すると判断する理由	
		(1)	違反条項名	
		(2)	該当すると判断する理由	
6	事案の行為が、水道施設の機能に与えた障害の有無等			特になし・障害を与えた・障害を与えるおそれが大
	(概要)			

○ ○ 第 ○ ○ ○ 号

指 名 書

下記の者を聴聞通知書（平成○○年○○月○○日付け○○第○○○号）
に係る聴聞について、記録事務等を補佐する職員に指名する。

記

所 属 厚生省○○局○○課

所 在 地 ○○○○○○○○○

職名及び氏名 ○○○○

平成○○年○○月○○日

主宰者官職氏名 ○ ○ ○ ○ 印



別記様式第 2 号

厚生省発生衛第 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

聴 聞 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

厚生大臣印

あなたに対する下記の事実を原因とする処分に係る行政手続法第 13 条第 1 項の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

予定される処分の内容	給水装置工事主任技術者免状の返納命令	
根拠となる法令の条項	水道法第 2 5 条の 5 第 3 項	
処分の原因となる事実	水道法第〇条第×項に係る違反行為(詳細別紙)	
聴 聞 の 期 日	平成 年 月 日	
聴 聞 の 場 所		
聴聞の事務を所掌する 部 , 署	名 称	厚生省水道環境部水道整備課
	所在地	東京都千代田区霞ヶ関 1 - 2 - 2
聴 聞 の 主 宰 者	役 職	
	氏 名	

(備考)

- あなたは聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類を提出することができます。
- あなたは聴聞が終結するまでの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

(備考) 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第 3 号

厚生省発生衛第 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

聴聞の期日・場所変更通知書

〇 〇 〇 〇 殿

厚 生 大 臣 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号において行うこととしていた聴聞の期日・場所を下記のとおり変更したので通知します。

記

	変 更 前	変 更 後
聴聞の期日		
聴聞の場所		

別記様式第4号

〇 〇 第 〇 〇 〇 号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

聴 聞 の 続 行 ・ 再 開 通 知 書

〇 〇 〇 〇 殿

主宰者官職氏名 〇 〇 〇 〇 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号において行った聴聞を下記のとおり続行・再開するので通知します。

記

聴聞の期日	
聴聞の場所	

(備考) 公文番号は、主宰者の所属する課の番号とする。

別記様式第 5 号

表

〇 〇 第 〇 〇 〇 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

聴 聞 調 書

主 宰 者 官 職 氏 名 〇 〇 〇 〇 印

聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
当事者（代理人、補佐人）の 氏 名 及 び 住 所	
参加人（代理人、補佐人）の 氏 名 及 び 住 所	
参考人の氏名及び住所	
不利益処分担当課職員の 氏 名 及 び 職 名	
聴聞の期日に出頭しなかった 当事者（代理人、補佐人）及 び参加人（代理人、補佐人） 並びに当事者（代理人）につ いて正当な理由の有無	

裏

提出された資料の標目	
当事者（代理人、補佐人） 及び参加人（代理人、補佐人）、不利益処分担当課職員 及び参考人の陳述の要旨	
その他参考となるべき事項	

（備考） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

聴聞報告書

厚生大臣殿

主宰者官職氏名 〇 〇 〇 〇 印

聴聞通知書（平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇第〇〇〇号）に係る聴聞を終結したのでその結果を下記のとおり報告します。

記

意見	
不利益処分の原因となる事実 に対する当事者等の主張	
理由	

（備考） 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。